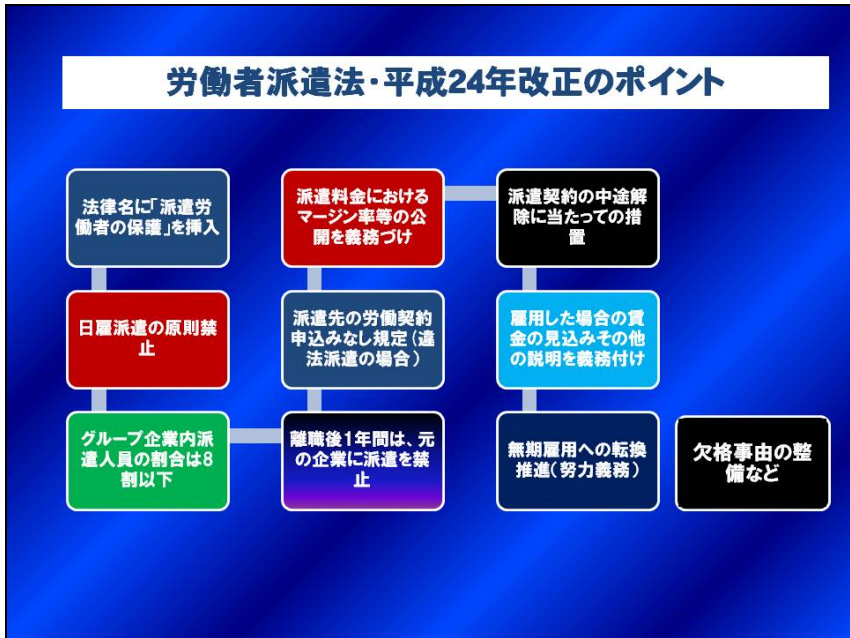


12-13 労働者派遣法・平成 24 年改正のポイント



平成 24 年改正のポイント

- 1) 法律名に「派遣労働者の保護」を挿入、日雇派遣の原則禁止（前項参照）。
- 2) グループ企業内派遣人員の割合を 8 割以下に規制(25 事業年度から施行)。
- 3) 離職後 1 年間は、(定年退職者を除き) 元の企業に派遣を禁止。
- 4) 違法派遣の場合に適用する「派遣先の労働契約申込みなし規定」を新設(平成 27. 10. 1 施行)。
- 5) 派遣料金におけるマージン率等の公開を義務づけ。また、雇入れ等の際に、派遣労働者に対して 1 人当たりの派遣料金の額を明示させることとした。
- 6) 派遣契約の中途解除への対応～派遣先の都合により派遣契約が途中で解除される場合は、派遣先は、派遣労働者の就業機会の確保や休業手当等の支払いに要する費用を負担すべきものとした。
- 7) 派遣元事業主に対して、雇用した場合の賃金の見込みその他待遇に関する事項、事業運営の状況等について、説明を義務づけ。
- 8) 通算 1 年以上である有期派遣労働者の無期雇用への転換推進（努力義務）
- 9) 均衡待遇の確保とそのための情報提供、欠格事由の整備など。

なお、当初案にあった「事前面接の解禁」、「登録型派遣の原則禁止」、「製造業派遣の原則禁止」は、改正されることはなかった。